あなたの税額を次のとおり変更(決定)しましたので、地方税法第４１条、第３１９条の２、第３２１条の２第１項、第３２１条の７の５及び第３２１条の７の８の規定により通知します。

特別区民税・都民税 税額変更(決定)納税通知書

変更事由	

		変更前 円	変更後 円	増減 円
総所得内訳	給与収入			
	給与所得			
	雑所得(年金等)			
	事業所得(営業等・農業)			
	不動産所得			
	利子所得			
	配当所得			
	譲渡・一時所得			
総所得				

		変更前 円	変更後 円	増減 円
分離所得内訳				
分離短期・長期譲渡益				

		変更前 円	変更後 円	増減 円
所得控除内訳	雑損			
	医療費			
	社会保険料			
	小規模企業共済等掛金			
	生命保険料			
	地震保険料			
	＊＊＊			
	障害者			
	寡婦(夫)・特別寡婦			
	ひとり親			
	勤労学生			
	配偶者			
	配偶者特別			
	扶養			
	同居特別障害者加算額			
	基礎			
所得控除合計				

扶養該当		配偶者 一般	配偶者 老人	特定扶養	老人扶養 同居	老人扶養 合計	16歳未満	その他扶養	特別障害 同居	特別障害 合計	その他障害
	変更前										
	変更後										

本人該当		未成年	障害 特別	障害 その他	特別寡婦	寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生
	変更前								
	変更後								

		＊＊＊	事業所家屋敷	均等割軽減	損失の繰越控除
	変更前				
	変更後				

課税標準額・所得割額	① 課税標準額 変更前 円	① 課税標準額 変更後 円	② 算出所得割額 特別区民税(変更前) 円	② 算出所得割額 都民税(変更前) 円	② 算出所得割額 特別区民税(変更後) 円	② 算出所得割額 都民税(変更後) 円

税額控除等		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別区民税(変更前)											
	都民税(変更前)											
	特別区民税(変更後)											
	都民税(変更後)											

期別	納期限	変更前税額 円	変更後税額 円	変更前充当額 円	変更後充当額 円	変更前差引税額 円	変更後差引税額 円	既納付額 円	差引納付額 円

公的年金特別徴収先及び公的年金の種類					
支払者の名称		支払者の法人番号		公的年金の種類	

⑱公的年金から特別徴収される額(前半分)			
年度	徴収月	変更前特別徴収	変更後特別徴収
	4月	円	円
	6月	円	円
	8月	円	円

⑲公的年金から特別徴収される額(後半分)			
年度	徴収月	変更前特別徴収	変更後特別徴収
	10月	円	円
	12月	円	円
	2月	円	円

⑳翌年度公的年金から特別徴収される額(前半分)			
年度	徴収月	変更前特別徴収	変更後特別徴収
	4月	円	円
	6月	円	円
	8月	円	円

整理番号

お問い合わせの際は上記の赤枠内の整理番号をお知らせください。

賦課期日氏名
賦課期日住所

見本

口座情報	
金融機関名	
支店名	

・口座情報欄に記載がある方は口座振替による納税登録がされています。納期限の日に口座より引き落としとなります。(お届けいただいている口座から自動振替されますので、納付書を同封していません。)
・納税につきましては、口座振替登録者を除き、それぞれの納期限までに同封の納付書で納めてください。
なお、納付方法・納付場所については、納付書の裏面をご覧ください。

⑭ 年税額 (⑪＋⑫)	
変更前	円
変更後	円
⑮ 給与分特別徴収税額(給与差引分)	
変更前	円
変更後	円
⑯ 年金分特別徴収税額(公的年金差引分)⑱＋⑲	
変更前	円
変更後	円
⑰差引普通徴収分税額(⑭－⑮－⑯)(個人納付分)	
変更前	円
変更後	円

※既納付額については、区が収納するまで10日程度要すため、反映されていない場合があります。このような場合は納税課までお問い合わせください。

○この通知書は大切に保存してください。